

[3] 資料

1 練馬区高齢社会における敬老館のあり方検討会の設置について

平成 20 年 4 月 25 日
20 練福高第 43 号

(設置)

第 1 少子高齢化の進行による超高齢社会の到来や団塊世代の地域への還流など高齢者を取り巻く環境が変化している中で、これからの時代にふさわしい敬老館のあり方について検討するため、練馬区高齢社会における敬老館のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 検討会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員 10 名程度で構成する。

- (1) 敬老館利用者・利用団体 4 名程度
- (2) 高齢者福祉関係者 4 名程度
- (3) 学識経験者 2 名程度

2 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は検討会を主宰し、検討会を代表する。

4 検討会には座長が指名する副座長を置く。

5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第 3 検討会は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(所掌事項)

第 4 検討会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 敬老館設置目的・運営に関する事項
- (2) 敬老館の名称・今後の方向性に関する事項
- (3) 他的高齢者施設との関連性に関する事項
- (4) その他座長が必要と認める事項

(委員の任期)

第 5 検討会委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 検討会の庶務は、健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課で処理する。

(公開)

第 7 検討会の会議は、公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

第 8 上記に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

2 練馬区高齢社会における敬老館のあり方検討会委員名簿

(敬称略)

| 選出区分 | 氏名 | 役職等 |
|------------------|---------|--|
| 敬老館利用者 (3名) | 飛田 武男 | |
| | 村松 昌 | |
| | 松口 英知 | |
| 敬老館利用団体 (1名) | 津島 万里子 | 練馬区老人クラブー新長寿会会長 |
| 高齢者福祉関係者 (4名) | 佐々木 美代子 | 練馬区民生・児童委員代表副会長 |
| | 小俣 仁二 | 練馬区立光が丘高齢者センター所長 |
| | 前田 妙子 | NPO法人グランマ富士見台理事 (練馬区いきがいデイサービス受託団体) |
| | 岸 肇 | 認知症予防推進員の会「有楽ねりま」副代表 |
| 学識経験者 (2名) | ◎宮崎 牧子 | 大正大学人間学部人間福祉学科教授 |
| | ○吉賀 成子 | 東京家政学院大学人文学部人間福祉学科准教授 |

◎：座長 ○：副座長

3 練馬区高齢社会における敬老館のあり方検討会開催経過

| 回数 | 開催日・会場 | 主な検討内容 |
|-----|---------------------------------------|--|
| 第1回 | 平成20年6月12日(木) 練馬区役所 本庁舎7階防災センター | 1 委員委嘱 2 座長・副座長選出 3 検討会の設置について 4 敬老館の現状と課題について 5 検討会の今後の予定について |
| 第2回 | 平成20年7月29日(火) 練馬区立中村敬老館 | 1 敬老館の設置目的と運営について |
| 第3回 | 平成20年9月5日(金) 練馬区役所 本庁舎5階庁議室 | 1 敬老館の設置目的と運営について 2 他の高齢者施設との関連について 3 敬老館の今後の方向性について 4 検討会の今後の予定について |
| 第4回 | 平成20年10月10日(金) 練馬区役所 本庁舎5階庁議室 | 1 練馬区議会および練馬区高齢者保健福祉懇談会からの意見について 2 これまでの議論のまとめについて 3 敬老館の今後の方向性について 4 敬老館の名称について 5 検討会のまとめについて |
| 第5回 | 平成20年10月31日(金) 練馬区役所 本庁舎5階庁議室 | 1 検討会報告書(案)について |